

学校のきまり・生活

令和6年12月13日 改定

1 生徒心得

- 1) 7:50 までに玄関を通過する。
- 2) 教室の出入りや廊下の歩行を静かに行うよう心がける。
- 3) 公共物は大切にし、破損したり落書きをしたりしない。
- 4) 校具や教具は大切に取り扱い、使用後は定められた場所へ整理整頓をしておく。
- 5) 職員室にはあいさつをして、入退室する。
- 6) 鍵や道具などを借りる場合は、必ず許可を得る。
- 7) 空き教室になる場合には消灯、戸締まり、机・椅子の整頓をする。

2 校内規定

- 1) 登校後は、下校時まで教師の許可なく外出しない。
- 2) 下校時刻以降の居残りは、教師の許可を得る。

期間	部活動終了時刻	部活動停止について
4月～9月	18:00	・定期テスト期間の5日前から部活動を中止する。 ・但し、大会等がある場合は顧問の裁量とする。 ・天候等によって、最終下校時刻を早めることもある。
10月～11月	17:30	
12月～1月	17:15	
2月～3月	17:30	
長期休業	顧問の裁量	

- 3) 授業以外に教室、特別教室の使用は担当の教師の許可を得る。
- 4) 学用品以外の物は、学校へ持ってこない。
- 5) 友達同士での金銭の貸し借り、物品の売買はしない。
- 6) 不必要な貴重品、お金は持ってこない。
- 7) 上履きで校庭、運動場に出ない。また、下履きで校舎内に上がらない。
- 8) 体育館では、体育館シューズを使用する。
- 9) 校具や校舎、ガラス等を破損した場合はすみやかに届け出る。

3 校外規定

- 1) 島外へ出る際は、必ず保護者の許可を得る。
- 2) 遊びに行く場合には、場所と時間を家の人に告げてから行く。
- 3) 島内の外泊・夜間外出に関しては、原則として禁止する。
- 4) 不審なサイト、SNS 等によるトラブルに巻き込まれないよう使い方を保護者と相談する。
- 5) 交通ルールを守る（自転車の二人乗り、歩きスマホ・ゲームはしない等）。
- 6) バイクや自動車、船の運転をしない。
- 7) 危険な遊びをしない（子どもだけで、船の近くでの花火・テトラでの遊び・単独での磯遊び、遊泳等）。
- 8) キャンプなどのレクリエーションは、保護者もしくは指導者同伴で行う。
- 9) ゲームセンターやボウリング場、カラオケボックス、映画館などへの出入りは、保護者同伴とする。
- 10) 友達同士での集会や催し物は、保護者の許可を得る。
- 11) アルバイトは、原則として禁止する。やむを得ない場合は、学校長の許可を得る。
- 12) 飲酒や喫煙、薬物乱用等法律に反することはしない。

服装・頭髪規定

令和6年7月18日 改定

○ 夏服(6月～9月)

上着	・白の半そで開襟シャツ ・白のセーラー服
ズボン スカート	・黒の学生ズボン ・紺のひだスカート(スカート丈はひざが隠れること)
ベルト	・黒・茶のベルト
靴下	・白・黒・紺・灰色を着用する(ワンポイント可)。
靴	・無地で白を基調とする。
装飾品	・腕や足首等に装飾品はつけない。

○ 冬服(10月～5月)

上着	・黒の学生服(標準型・制服の下は白のカッターシャツ、白・黒・紺・灰色の無地の服) ・紺のセーラー服(制服の下は白・黒・紺・灰色の無地の服)
ズボン スカート	・黒の学生ズボン(標準型) ・紺のひだスカート(スカート丈はひざが隠れること)
ベルト	・黒・茶のベルト
靴下	・白・黒・紺・灰色を着用する(ワンポイント可)。
通学靴	・無地で白を基調とする。
装飾品	・腕や足首等に装飾品はつけない。
防寒具	・防寒具(マフラー、手袋、帽子、耳当て等)の室内での着用は、原則できない。コート類・ダウン類(黒・紺・茶・灰色)は、室内でも可とする。ただし、行事等は制服で参加。

○ 頭髪

※ 令和6年度中に、見直し予定。

※ 上記の他、必要な事項については、生徒指導部担当に相談し指示に従う。